

平成25年度指導のレビュー

三重県薬剤師会医療介護保険委員会

平成25年度個別指導等結果

1. 個別指導

期 間	実施件数	指導結果
平成25年5月 ～ 平成26年2月	27件	概ね妥当 2件 経過観察 21件 再指導 4件

2. 新規個別指導

期 間	実施件数	指導結果
平成25年5月 ～ 平成25年2月	33件	概ね妥当 7件 経過観察 23件 再指導 3件

3. 集團的個別指導

実 施 月	対象件数	出席件数
平成25年 6月13日	55件	53件
平成25年11月14日	1件	1件

4. 新規指定集団指導

実施月	対象件数	出席件数
平成25年 5月23日	12件	12件
平成25年11月14日	23件	22件

5. 指定更新時集團指導

(平成24年1月～12月 更新分)

実施月	対象件数	出席件数	出席率
平成26年 2月20日	55件	54件	98.1%

6. 新規登録保険薬剤師集團指導

実施月	対象件数	出席件数	出席率
平成25年10月 3日	84件	74件	88.0%

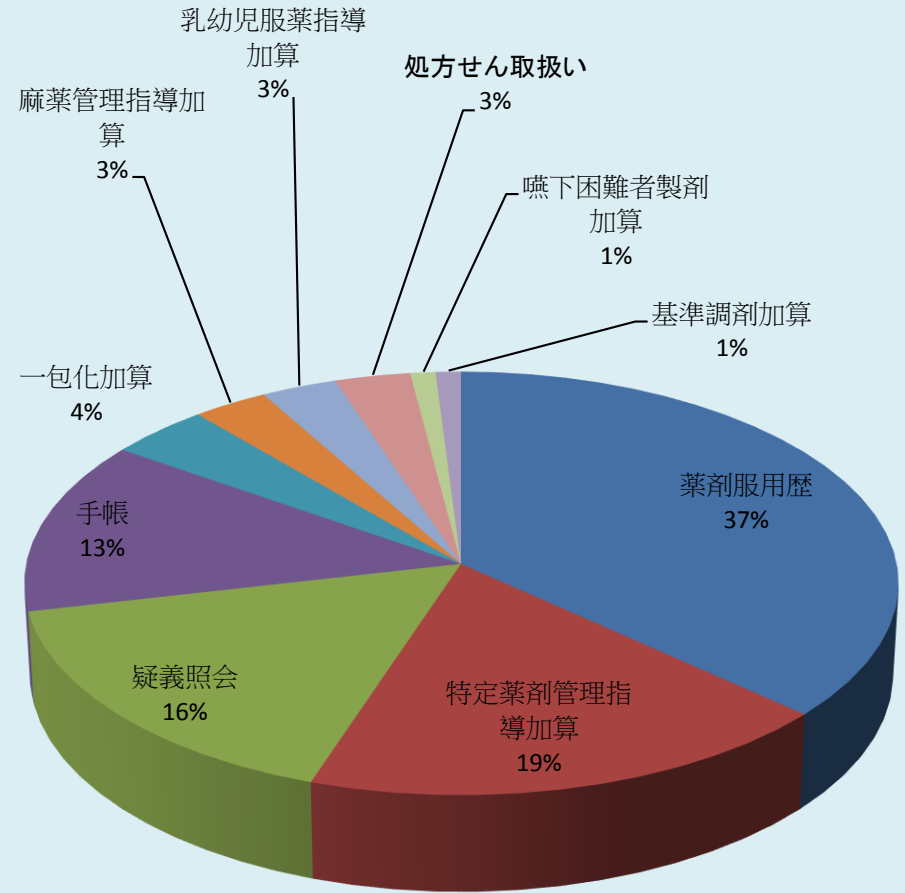
指摘事項

指摘事項解析

指摘された内容（57項目）に付き、指摘要件・詳細内容をキーワード化し集計解析することにより、算定要件に合致した薬歴作成及び調剤に結び付けることができるものであると考えられる。

算定項目

指導件数	27		
主な指摘事項件数		57	
一包化加算		4	4.1%
薬剤服用歴		36	36.7%
基準調剤加算		1	1.0%
手帳		13	13.3%
疑義照会		16	16.3%
処方せん取扱い		3	3.1%
特定薬剤管理指導加算		18	18.4%
乳幼児服薬指導加算		3	3.1%
麻薬管理指導加算		3	3.1%
嚥下困難者製剤加算		1	1.0%
		98	

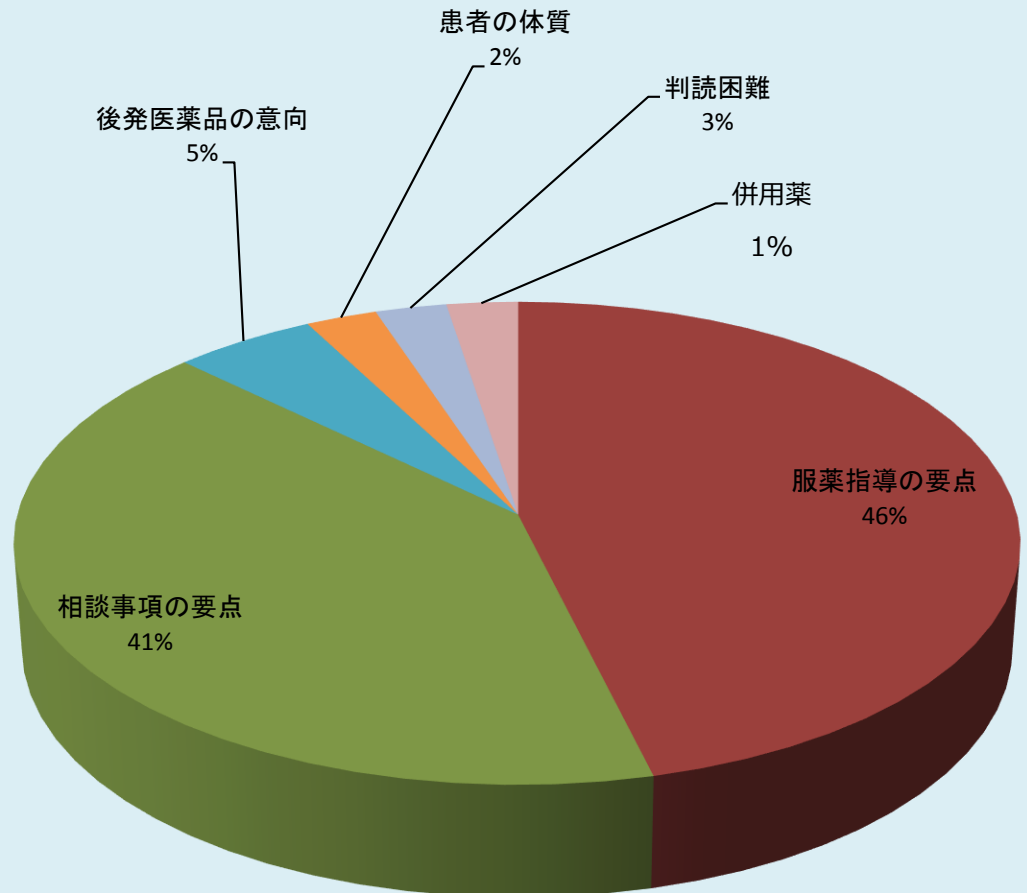


疑義照会

- 薬事法による承認内容と異なる用法・用量での処方
- 薬事法による承認内容と異なる適応症への処方
- 薬学的に問題がある重複投与
- 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの

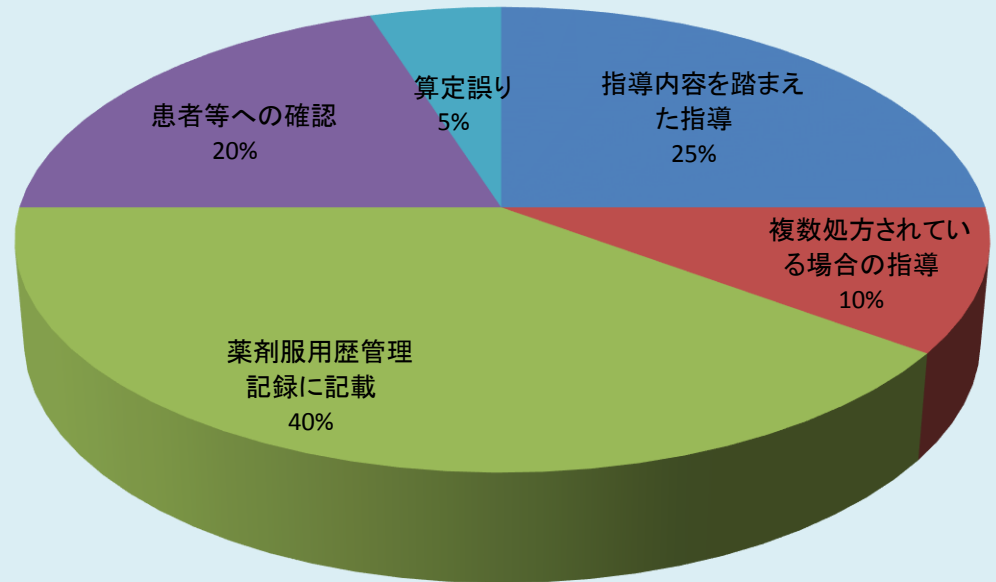
薬剤服用歴

薬剤服用歴	36	
相談事項の要点	16	11.4%
服薬状況	6	4.3%
残薬状況	13	9.3%
体調の変化	3	2.1%
併用薬	1	0.7%
他科受診	3	2.1%
副作用が疑われる症状	3	2.1%
後発医薬品の意向	2	1.4%
手帳による情報提供	19	13.6%
服薬指導の要点	18	12.9%
飲食物	7	5.0%
患者の体質	1	0.7%
判読困難	1	0.7%
頭書き（患者情報管理）	11	7.9%
	140	



特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算	18	
指導内容を踏まえた指導	5	13.2%
複数処方されている場合の指導	2	5.3%
薬剤服用歴管理記録に記載	8	21.1%
患者等への確認	4	10.5%
算定誤り	1	2.6%
	38	



特定薬剤管理指導加算

- 特に安全管理が必要な医薬品について、薬剤の管理及び指導を行い、当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品であることを伝え、これまでの指導内容等を踏まえ適切な指導を行う。
- 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、そのすべてについて必要な薬学的管理及び指導を行うこと。
- 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載する。

26年度保険薬局個別指導等の予定

平成26年度保険薬局個別指導等の予定

日 時	個 別 指 導	新規個別指導	そ の 他
5月	2件	2件	新規指定集団指導（18件） H25年10～H26年3月指定分
6月	2件	2件	集团的個別指導（56件）
7月	4件	4件	
8月	4件	4件	
9月	4件	4件	
10月	2件	2件	新規登録時集団指導 H25年4～H26年3月登録分
11月	2件	2件	新規指定集団指導 H26年4～H26年9月指定分
12月	4件	4件	
1月	4件	4件	
2月		8件	指定更新時集団指導 H26年1～12月更新分
3月		4件	
計	28件	40件	

最近のレセプト記載誤りについて

同一銘柄・規格違いの貼付剤併用時

- 同一銘柄・規格違いの貼付剤の併用における部位記載不備の場合、調剤料の算定は1か所のみ
に修正すること
- 部位記載不備の例としては・・・
 - ・「記載なし」、「患部貼付」、「痛いところ」
 - ・片方のみ記載
 - ・同一部位 など
- 同一銘柄・規格違いの貼付剤とはモーラステープ
20mg・L40mg、ロキソニンテープ50mg・100mg、ボル
タレンテープ15mg・30mg等

特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算の算定誤り例
 - 抗パーキンソン病薬
 - プレドニン、セレスタミン(リンデロン)などの抗炎症目的
 - デパスの「不眠時服用」など
 - β -ブロッカーの高血圧症

ラキソベロン内用液における 用法用量の記載不備

- 用法・用量の記載不備とは・・・
 - 用法用量の記載なし(非常に多い)
 - 医師の指示通り

用法:寝る前、便秘時などの用法が必須

用量:1回10滴などの用量も必須

頓服薬の用法が不適切

- 不適切な例
 - 医師の指示通り
 - 発作時、ひどい時、つらい時、症状の重い時

一包化加算の算定要件逸脱

- 3種類の散剤、細粒剤の混合で算定(この場合は「計量混合加算」の適応)
- 若年層での加算
 - 風邪薬(5日分程度)のみを一包化
 - ・・・理由は「医師の指示あり」

介護電子媒体化ソフト

作成可能な請求明細書

- 居宅療養管理指導(様式第二)
- 福祉用具貸与(様式第二)
- 介護予防居宅療養管理指導(様式第二の二)
- 介護予防福祉用具貸与(様式第二の二)
- 主治医意見書料請求書(主治医意見書料の審査支払を保険者が委託して、国保連合会が処理している場合)

配布について

- 配布開始
平成26年6月から順次配布
- 配布方法
各国保連合会から無償で順次配布

入手から国保連合会送付まで

- ① 国保連合会からソフトのパッケージ媒体、マニュアル等入手
- ② ソフトをインストール
- ③ ソフトで請求明細書に必要な情報の画面入力を行う
- ④ 必要な情報が入力された請求明細書をCD-R等に保存
- ⑤ 国保連合会にCD-R等を提出

注意点

- 複数の公費の請求には対応していない
- 請求明細書の給付費明細欄に記載できる行数は20明細まで
- 被保険者の作成数は100名まで
- 対応している請求方式は電子媒体（CD-R、FD、MO）のみ
- 伝送（ISDN回線、インターネット回線）及び紙媒体には対応していない

薬剤の使用方法に関する 実技指導の取扱いについて

- 在宅等での薬剤師の業務の現状等を踏まえ、服薬指導の一環として行う薬剤の使用方法に関する実技指導のうち、関係法令に照らし、薬剤師が実施できるものを下記のように整理した
- なお、下記の実技指導に際し、患部に異常等を発見したときは、医師又は歯科医師へ速やかに連絡すること



- 調剤された外用剤の貼付、塗布又は噴射に関し、医学的な判断や技術を伴わない範囲内での実技指導を行うこと

医療受給者証及び医療受診券

「特定疾患治療研究事業」 「小児慢性特定疾患治療研究事業」

- 表題について、平成26年5月23日に難病関連2法案が成立し、平成27年1月1日から新制度に移行することが決定
- これに関連し、「特定疾患治療研究事業医療受給者証」並びに「小児慢性特定疾患治療研究事業医療受診券」の有効期限が平成26年9月30日までとされている方について、平成26年12月31日までを有効期限とする医療受給者証を発行

施設基準の届け出

後発医薬品調剤体制加算

- 加算1から2、あるいはその逆(2から1)に変更する場合、「施設基準に係る辞退届」も必要になった(もちろん、算定できなくなった場合も辞退届が必要)
- 注意点: 辞退理由を「平成26年6月1日より後発医薬品調剤体制加算2を算定のため」とした場合、算定辞退年月日も「平成26年6月1日」とすること(新算定日と辞退日を同日とすること)

基準調剤加算1

- 新規指定保険薬局における「基準調剤加算1」の算定開始日には注意が必要
- 昨年度までは要件を満たせば、指定後1カ月ぐらいで基準調剤加算1が算定可能(受理されていた)
- 今年度より、基準調剤加算1の算定要件に処方箋の受付回数や集中率が追加されたため、すぐの算定は不可となった

- 算定要件(4)、(5)には「指定の日の属する月の翌月1日から3か月間の受付回数が・・・で判定し、当該3か月の最終月の翌々月1日から・・・適用する」とある
- 例:1月1日に指定を受けた場合、指定の日の属する月の翌月1日である「2月1日」から3か月間の受付回数で判定し、当該3か月の最終月の翌々月1日である6月1日からしか算定できない(受理されない)

生活保護法

生活保護法の改正

- 生活保護法の改正により、生活保護法にかかる医療機関の指定について、見直しが行われた
- 現在の指定医療機関は平成26年7月から1年以内に、改めて指定の申請が必要（経過措置）
- 指定の有効期限が6年間となる（6年ごとに更新が必要）